

平成27年（2015年）4月1日

青森県内の大学・短期大学  
高等専門学校  
私立高等学校 施設管理責任者各位

青森県内の大学・短大・私立高校における敷地内禁煙化実施状況に関する調査のお願い

青森県タバコ問題懇談会 代表世話人  
山崎照光、鳴海 晃、久芳康朗

謹啓 県内外の若者の教育および健全育成のため日頃よりご尽力いただき深謝申し上げます。私たち青森県タバコ問題懇談会は、青森県における甚大なタバコの健康被害をなくすために活動している市民団体です。青森県は平均寿命が最も短く、喫煙率は男性1位・女性2位（2013年）という状況にあります。未成年の喫煙率は低下傾向にありますが、高校卒業前後の喫煙開始を防止することが課題となっており、国内・県内でも敷地内禁煙の大学が増加しています。現在、県内の全ての県立高校と公立小中学校が敷地内禁煙となりましたが、私立高校および大学・短大・高専における禁煙化状況はこれまで調査報告されておりませんでした。つきましては、ご多忙のところお手数をおかけして申し訳ありませんが、標記の調査にご協力下さいますようお願い申し上げます。

■ 貴校の施設の禁煙化状況について、あてはまる欄に○をつけてください（各行1つずつ）

大学・学校名 [ ] 連絡先電話 ( ) 担当者 ( )

	敷地内禁煙	建物内禁煙	建物内分煙	措置なし
A. 大学・学校敷地内の全施設				
B. 大学・学校外の施設				
1) 運動施設・研究施設・その他の施設				
2) 合宿所・研修施設などの宿泊施設				
3) 学生寮				

今後、禁煙化を実施する予定があれば教えてください ( )

★ ご回答いただく際のご注意

- 1) 大学と短大が同一敷地内にあり施設を共有している場合は回答が重複する形になりますが、調査の目的が「各大学・短大・高専・高校の敷地内禁煙化が学校数の割合でどの程度達成できているか」を経時的に調査比較することにありますので、それぞれ別々にご回答下さいますようお願いいたします。
- 2) 回答の分類は、全ての施設の建物内に喫煙可能な場所がない場合に「建物内禁煙」、駐車場なども含めて敷地内に喫煙が許されている場所がない場合に「敷地内禁煙」として下さい。
- 3) 屋外の運動施設の場合、グラウンドや観客席などの施設全てが禁煙となっていれば「建物内禁煙」として下さい。各施設が道路をはさんだ隣接地にある場合は「A」に含め、連続しない別の場所にある場合には「B」に含めて下さい。該当施設がない場合には空欄のままにして下さい。
- 4) 調査結果はメディアを通じて発表し、ホームページにも掲載させていただきます。http://aaa.umin.jp/

★ ご回答の送付先 FAX 017-774-1326 (4月15日までにご回答下さいますようお願いいたします)

★ お問い合わせ先 青森市松原1-2-12 青森県タバコ問題懇談会事務局 TEL 017-722-5483